

Title	一九五七年岸訪米における二段階安保改定構想の検討
Author(s)	鍛治, 一郎
Citation	阪大法学. 2021, 71(3-4), p. 363-387
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87381
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

一九五七年岸訪米における二段階安保改定構想の検討

鍛 治 一 郎

はじめに

第一章 岸の政治目標

第二章 岸政権の準備作業

第三章 米国の反応と岸訪米

おわりに

はじめに

本稿は、岸信介首相の一九五七年の訪米における二段階の安保改定構想を検討することを目的としている。

岸は、戦後、自主憲法の制定を一貫して主張し、首相時代には安保改定に取り組むなど、その政治活動において日本の「独立の完成」に情熱をそそいだことで知られている。国際政治学者の原彬久氏によれば、岸は、安保条約を相互防衛条約へとときりかえる構想を持っていたという。岸へのインタビュー記録などをもとに原氏は、一九六〇年に自身がつくりあげた新安保条約に対し岸は満足しておらず、安保改定をてこに海外派兵を可能にするよう憲法を改め、そのうえで相互防衛条約をつくりあげる構想を抱いていたと指摘している。⁽¹⁾

また、外交史家の坂元一哉氏は、一九五七年の訪米の際、岸が二段階の安保改定構想、すなわち最初は補助的取り決めなどで旧安保条約の不備を是正していき、国民の支持を集めたうえで憲法改正をおこない、相互防衛条約へと安保をきりかえる構想を持っていたと指摘した。そして、一九五八年にマッカーサー (Douglas MacArthur) 駐日米大使のイニシアティブにより岸が安保改定を決断し、憲法改正を実現したうえで安保改定をおこなうという当初の構想を転換したことが、かえってその後の憲法改正と相互防衛条約化の実現を困難にしたという逆説を論じた。⁽²⁾

他方で、こうした岸の政治目標へのやや異なるとらえ方も存在する。政治学者の河野康子氏は、一九五四年の参議院の海外出動禁止決議や、国会における集団的自衛権に関する解釈の確立、一九五七年に岸政権が憲法改正のめどとして一〇年の期間を示唆している事実を重視し、憲法改正をとまわらない安保改定が岸のとりえた唯一の方法であり、岸が自身の政権で憲法改正を実現させるつもりだったかどうか疑問を呈している。⁽³⁾

たしかに岸は憲法改正と相互防衛条約をのぞみつつ、その実現を長い目で考えていたと回顧している。岸は原氏とのインタビューにおいて次のような言葉をのこしている。

「憲法改正については改正手続きそのものが非常に難しい状況ですから、そう簡単にこれができるわけではない。日米対等の意味における真の相互防衛条約を、つまり双務的義務を日本が履行しようとすれば、いまの憲法は不適當であり、改正しなければならぬ。国民に、憲法改正が必要であり、憲法改正をすべきである、あるいは改正せざるをえないのだという気持ちを起こさしめるような宣伝、教育をしていかなければならないと覚悟していました。ですから、安保改定をすれば、すぐに憲法改正ができるなどは考えていなかった。⁽⁴⁾」

では、そのような長期的視野のなかで、岸は一九五七年の二段階の安保改定構想をどのように位置づけていたのだらうか。このとき、岸は五年をめどに憲法改正をおこない、相互防衛条約を実現することを考えていたとされる^⑤が、その構想で岸はどのような見通しをもって憲法改正を考えていたのであるうか。

本稿は、こうした関心を背景に、岸の戦後の政治活動における安保条約や憲法改正に対する考えを整理しつつ、一九五七年の訪米における二段階の安保改定構想を、とくに、憲法改正への取り組みを中心に論じるものである。本章の構成は以下になる。まず第一章で政界復帰後における岸の政治目標を、憲法や安全保障に対する考えを中心に整理する。そして第二章で一九五七年の訪米をまえにした、岸政権内の二段階安保改定構想の内容を検討する。第三章で岸政権の構想に対する米国の反応と訪米の結果を論じ、おわりにで二段階安保改定構想における憲法改正の位置づけについて考えてみたい。

第一章 岸の政治目標

異鳴から出所し、戦後の政界に復帰した岸が、自身の政治目標として自主憲法の制定と、自主防衛の確立をかかげたことはよく知られている。^⑥一九五二年四月に、岸を会長として発足した日本再建連盟は、そのスローガンのひとつとして「国民の創意に基き、憲法を改正し独立体制を整備する」ことをあげた。^⑦日本再建連盟の運動自体は結成直後の一〇月におこなわれた衆議院議員総選挙に惨敗することで挫折するが、岸はその後の政治活動においても連盟の運動方針をうったえ続けた。

紆余曲折をへて、吉田茂首相が率いる自由党に入党した岸は、一九五三年四月の衆議院議員総選挙に出馬・当選する。自由党議員となったあとも岸は、自主憲法・自主防衛の実現を主張した。憲法を「民族の魂」の表現と考え

る岸にとって「吾々国民の自由意思に基く吾々の憲法」をつくることは「民族的自信と独立の気魄を取り戻す」ために必要なことであった。また、「祖国を吾々の手に依つて防衛すると云ふことは独立国として当然の義務である」と同時に「権利」であった。⁽⁸⁾

右のような考えを持つ岸にとって、吉田が結んだ旧安保条約は不満のおおきい条約だった。一九五一年九月にサンフランシスコで結ばれた「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」（旧安保条約）は、日本や極東の安全保障のため、独立後も引き続き米軍が日本に駐留する内容の条約であるが、米国の対日防衛義務が明記されておらず、また国際連合との関係が不明瞭であり、条約期限があいまいであるなど、日本にとってさまざまな不備をもっていた。条約批准後、条約局長として国会で安保条約関連の答弁にたつた下田武三は、旧安保の欠陥を①米国の日本防衛義務が明記されていない。②条約期限があいまい。③国連憲章との関係が不明確。④在日米軍の極東の平和と安全の維持のために執る行動への日本側のチェック手段がない。⑤日本国内の内乱や騒じように日本政府の要請に基づき在日米軍が鎮圧できる。⑥日本が第三国に基地供与その他の便宜をはかるさいに、米国の事前同意を要する。以上の六点の内容に整理している。⁽⁹⁾それは、条約交渉の担当者であった西村熊雄の言葉をかりれば、「駐軍協定の色彩がつよい」条約であり、日本国内でおおきな不満を呼んだ。⁽¹⁰⁾

岸も、そのような「駐軍協定」である旧安保条約に対する不満を共有する一人であった。岸は「アメリカ軍によつて防衛されているために不平等な条約を結ばなければならない」ということは獨立國のすべきことではない」と旧安保条約を批判し、「自分の力で自分の國の獨立を守る」自主防衛をかさねて主張した。⁽¹¹⁾

ただし、その岸も米國との安全保障協力を否定しているわけではない。一九五四年に岸が自由黨憲法調査會長としてまとめた「日本國憲法改正案要綱」は、「國の安全と防衛」の章にて「国力に應じた最小限度の軍隊」の設置

をうたうと同時に、前文にて「国際的平和の組織並に集団防衛体制に参加する旨」をあきらかにし、米国との安全保障協力を示唆している¹²⁾。また、一九五四年一月に、反吉田の保守勢力をあつめた日本民主党が結成されるが、岸は幹事長としてその政策大綱をまとめ、憲法改正や自主防衛体制の整備、在日米軍の逐次撤退とともに、「現行の日米安全保障条約を双務的条約に改訂する」ことをかけた¹³⁾。岸はこのときを回顧して、次のように述べている。

「日本の安全保障の一切をアメリカに依存するというのではなしに、日本の独自性というものを持たなければいかん、というのが立党の精神でした。しかし、日本は自国だけの単一の力ではそれができないのだから、アメリカとの安保条約は必要だけれども、その安保条約は、あくまでも日本が自主的に防衛することが基本でなければならぬ。そしてアメリカと対等の条約をつくる、そういう考え方であった¹⁴⁾。」

つまり、憲法改正と自衛力の整備とともに、在日米軍の撤退をうながし、日本にとってより対等な内容の安保条約を米国と取り結ぶことが岸の政治目標であった。

しかし、岸が戦後政治の表舞台におどりたとき、こうした岸の政治目標の実現は厳しい状況となっていた。まず憲法改正の実現が困難となり始めていた。岸が与党幹事長としてはじめて指揮をとった一九五五年二月の衆議院議員総選挙では、日本民主党は第一党になったものの、左右社会党など、憲法改正反対の勢力が衆議院の議席の三分の一を超えた。そして、保守勢力が合同し、自由民主党が結党されてはじめて迎えた国政選挙である一九五六年六月の参議院議員選挙でも日本社会党などの反改憲勢力は三分の一を確保した。この参議院議員選挙は憲法改正が争点のひとつであった。選挙結果をうけ、幹事長である岸は「社会党の勝利といわざるを得ない」と述べ、憲法改

正が「少なくとも三年以内には出来ない」ことを認めた。⁽¹⁵⁾

もうひとつ、旧安保条約の改定にも大きなハードルが存在していた。一九五五年八月、鳩山政権の重光葵外相が訪米し、米国に対し旧安保条約の改定を打診した。⁽¹⁶⁾このとき重光は、日米安保を、西太平洋を条約区域とする相互防衛条約に改め、在日米軍を漸次撤退させる試案を準備していた。しかし、重光の提案を米国側のダレス (John Foster Dulles) 国務長官は「木で鼻をくくるような無愛想な態度」で拒否した。⁽¹⁷⁾ダレスが重光の提案を拒否した理由のひとつに、他国と安全保障取り決めにむすぶ際の米国の基本方針が関係していた。米国は一九四八年の上院決議 (ヴァンデンバーグ決議) にもとづき、米国と相互的な防衛条約をむすべる国を、「継続的・効果的な自動及び相互援助」をなしえる国家に限定していた。そのため、ダレスは重光に対し、「自衛力が完備し憲法が改正されれば始めて新事態ということが出来る」と日本側の準備不足を難詰したのである。⁽¹⁸⁾

旧安保条約が日本にとって不平等な条約となったのも、そうした米国側の事情が作用していた。一九五一年二月、当時、対日講和問題担当特使であったダレスは自身のスタッフに対し、日本が憲法を改正し、いつまでにどれだけ数の師団をそろえるかといった約束ができるようになってはじめて米国も具体的な約束ができると発言している。⁽¹⁹⁾すなわち、旧安保条約の不備をとりのぞくような日米対等の条約をつくるには、憲法を改正し、日本の海外派兵を可能にして、日米の相互防衛を実現する。それが米国の条件であった。岸にとって、少なくとも憲法改正に関する限りそうした米国の条件は自身の政治目標とある程度合致するものである。しかし、憲法改正が困難となり、また海外派兵に対して世論の強い反発がある状況では、そうした米国の条件のハードルは岸にとって高いものであった。岸は、一九五四年一二月の鳩山政権の成立直後にはやくも、憲法改正には慎重に取り組み、すぐには改正に着手しないことを述べている。⁽²⁰⁾また、のちに重光訪米の教訓として、ダレスの厳しい態度が強く印象に残り、「米国

の意向を十分に探った上でなければ、『改定します』とうかつに言えるものではなかった」とふりかえっている。⁽²¹⁾

おなじく外務省（欧米局）も、重光訪米の直後、「安保条約の更改並に在日米陸上部隊の全面的撤収（補給部隊を含む）を可能ならしめる如き計画を今直ちに考慮することは、実行不可能な机上プランを意味する以外の何物でもない」と述べ、「寧ろこの際は我方の能力の限界内において確実な実行性のある計画を樹立することをもつて満足すべきである」と、重光訪米の失敗を概観した。⁽²²⁾そして鳩山政権の末期において、「平等化といつてこれを相互防衛条約のごときものとすることはわが国憲法上その他の困難多く長年月を要する」ため、在日米軍の配備に関する事前協議制の導入などの「実質的な面における平等化の措置」を講ずべきという方針を考案していた。⁽²³⁾

一九五七年二月に岸は政権の座につき、安保改定を自身の政権課題と位置づける。一方で旧安保条約への日本国内の不満があり、他方に安保改定のための米国の条件があるなかで、次章で述べるように、岸政権はさまざまな計画を準備していった。

第二章 岸政権の準備作業

病氣辞任した石橋湛山のとをうけて政権を獲得した岸は、さっそく旧安保条約の見直しに着手した。後年のインタビューによると、岸は石橋政権の外相となった時点で既に安保改定を自身の政策課題として位置づけ、首相となつてから外務省に具体的な指示をおこなつたという。⁽²⁴⁾

岸の指示を受けた外務省は検討作業に取り組み、ふたつの改定試案をつくりあげた。まず三月一日にできたのが「日米安全保障条約改訂案」（以下、第一案と呼ぶ）である。⁽²⁵⁾この第一案は、旧安保条約の本文を手直しし、あるいは新たな条文を付け加えることで、日本にとって不平等な条項を取り除く内容となっていた。たとえば、在日

米軍の使用には日本側の事前同意を要する規定がくわえられ（第二条）、条約と国際連合の関係も明確になり（第三条や第六条）、日本側の意思のみで一年後条約を廃棄できるようになり（第七条）、内乱条項などが削除された⁽²⁶⁾。日米の防衛協力を定めた条項は第四条におかれ、それは次のような文面で米国の対日防衛義務を設定した。

「各締約国は、日本国に対する外部からの武力攻撃を自国の平和及び安全を危くするものと認め、自国の憲法上の手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。」⁽²⁷⁾

条約局が作成した改訂案の説明によると、この第一案は「いわゆる相互防衛方式をとろうとするものではない。日本についてだけ共同防衛方式をとろうとするもの」であり、この「相互防衛関係は、いわば日本と在日米軍との間に成立するとみるべき」と解説している。つまりこの案は、日本と米国が互いの領域を守りあう意味での相互防衛ではなく、あくまで日本の防衛に日米が協力しあう、という形式になる。条約局は、相互防衛条約を断念した理由として憲法問題をあげ、現行憲法の解釈上、日本ができることは「自国の防衛のため他国の助けをかりうるといふ消極面に限られている」と判断した⁽²⁸⁾。

この日米が日本を守りあう「共同防衛方式」だが、果たして岸政権はこれを終局的な安保条約のかたちとして考えていたのか。少なくとも第一案の内容や説明において、将来の憲法改正や相互防衛条約への改定を明言するような条文や記述は存在しない。あくまでその眼目は、「米国に一方的に軍隊配備の権利を与えているだけで、その権限の範囲も責任も明らかにされていない」点など、旧安保条約の不備を是正することにあつた。ただし第一案は（そしてその後の第二案も）「前文は、現行条約のとおりでさしつかえないと認められる」とし、旧安保条約の前

文にある、日本が「その防衛のための暫定措置として」米軍の駐留を希望する旨の条文をのこしているなど、条約の暫定性にふくみを持たせている。

しかし、この第一案は作成の直後に修正され、あらたに第二案がつくられる。この第二案が第一案と異なる点はいくつかあるが、そのひとつが「共同防衛方式」が取り下げられ、代わって日本防衛のための協議義務がおかれた点だ。それは行政協定の第二四条を下敷きにした、次のような規定になる。

「日本国に対する武力攻撃又は武力攻撃の急迫した脅威が生じた場合には、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、日本国の防衛のため必要な共同措置を執り、かつ、この条約の第一条の目的を遂行するため直ちに協議しなければならぬ。⁽²⁹⁾」

先行研究によると、「共同防衛方式」が取り消されたのは、米国の安保改定の条件が関係していた。憲法問題のため、第一案で相互防衛の形式を断念したことはすでに述べた。では、憲法問題をそのままにして、米国は対日防衛義務の設定、説明文書の言葉をかりれば「日本についてだけの共同防衛方式」を認めるのだろうか。もし、米国に日本を守る義務を負わせるなら、日本も米国を守る義務を負わなければならない、というのが米国の立場であった。しかし、このときの日本は、憲法問題をはじめ、そのような義務を負うための準備ができていないのが現状であった。憲法問題を解決しない状態では、「日本についてだけの共同防衛方式」も難しい。外務省はそう判断し、対日防衛義務の設定を早々に断念し、他の部分の交渉に注力することになったと思われる。⁽³⁰⁾

その代わり、将来の憲法改正の実現をほのめかす規定が、第二案の条約期限におかれた。それが、二段階の安保

改定構想である。第二案の期限条項（第六条）は以下になる。

「この条約は、千九百六十二年七月三十一日まで効力を有する。締約国の一方が条約を廃棄する希望を右の期限の一年前に通告しないときは、条約はさらに一年間引き続いて効力を有し、この規則に従って順次延長される⁽³¹⁾」。

この、一九六二年七月三十一日までの期限、起案の一九五七年から数えれば五年になるが、五年の数字の意味について外務省は、六月の岸の訪米に向けて準備した想定問答で次のような趣旨の説明をしている。すなわち、安保条約を改めたうえで衆議院議員総選挙（一九五九年二月に任期がされる）と二年後（一九五九年）の参議院議員選挙を戦えば、憲法改正に必要な三分の二の議席を確保できる。その後、憲法改正に取り組むことになるが、その準備と実施のため「若干余裕」をもって三年はかかる。日本の防衛力の整備もふくめ、合計五年のあいだに本格的な相互防衛条約をつくるための体制を整えることができる、というのだ。つまり、国会で憲法改正のための多数派を形成するのに二年、憲法改正の準備と実施に三年かかるというのが、岸政権の考えであった⁽³²⁾。

ところで、この構想は何回かの選挙も想定して考えられたのかもしれない。注目すべき点が第二案の条約期限にふたつあり、ひとつが、わざわざ期限を「千九百六十二年七月三十一日」と具体的な年月を指定している点であり、もうひとつが、その後は条約を一年ごとに延長することになっている点である。

まず、年月の指定についてだが、これはおそらく参議院議員の選挙日程が関係していると思われる。五年の数字は、二年後の参議院議員選挙を意識して設定したものであるが、「若干余裕」をもたせるために、さらに三年をく

わえて五年としている。前述したように一九五六年七月の参議院議員選挙は憲法改正をすすめるうえで芳しい結果ではなかった。自民党が七議席増の六一議席、総議席数が一二四、野党の社会党の議席は二一議席増加の四九議席、総議席数が八一だった⁽³³⁾。自民党のほかに、保守系の会派として緑風会があるが、同会は元貴族院議員を集めた互助会的性格が強く、党議拘束を持たなかった⁽³⁴⁾。また、保守系といっても、必ずしも憲法改正に対して統一した見解があるわけでもなかった⁽³⁵⁾。参議院の総議員数二五〇のうち三分の二が一六七議席であることを考えると、二年後にあたる一九五九年の選挙だけで改憲可能な議席数を確保するのは、客観的に見れば難しい状況だった。

そこで意味を持つてくると思われるのが、「若干余裕」のための三年と、期限が切れる一九六二年の「七月三十一日」である。言うまでもなく、参議院議員の選挙は三年ごとにおこなわれる。そして、一九五九年の三年後、一九六二年の参議院議員選挙は、六年前の選挙が七月であることを考えれば、その前後におこなわれる可能性が高い⁽³⁶⁾。つまり、五年の数字には複数の選挙をおこなうふくみも持たせられていたと思われるのである。後年、岸は鳩山政権のときを回想して、憲法改正が「三年や五年でできるとは思っていないんだ」と述べている⁽³⁷⁾が、以上のことを考えると、後者の、一年ごとの延長も、一九五九年と一九六二年の参議院選挙の、さらにあとの選挙、あるいは、こちららば解散権の問題で具体的な年月が定められないが、衆議院議員総選挙の複数回の実施も考慮にいたれた数字であるようにも思える。

実際、岸は憲法改正にあたって複数回の選挙を実施することを当時おおよけにしていた。一九五六年の参議院議員選挙のさなか、岸は次のように述べて憲法改正にあたって複数回の選挙をおこなうことを公言した。

「三分の二を確保したからといって直ちに憲法改正を發議するという考えはない。憲法改正を發議するために

は憲法改正案を国民の前に提示したうえ総選挙を行うとともにもう一度参院通常選挙を施行する。⁽³⁸⁾」

ただし、一年ごとの延長の部分は、第二案作成の直後に修正された。外務省は米国への申し入れを検討したメモのなかで、安保条約第四条を「五年間は確定的に有効で、その後はいずれの締約国も一年の予告で廃棄を通告しない限り効力を持続するものとする」と、つまり五年の固定期限が過ぎたあとは無期限に続くように方針を改めている。⁽³⁹⁾方針変更の理由は不明だが、一年ごとの延長を提示すれば、米国は条約が不安定になると難色を示すことがありえる。仮に再調整の含みを持たせているとしても、一年ごとの期限で、憲法が改正され本格的な安保改定が可能となるとは限らない。おそらく、こうした理由を考慮にいれて、方針を変更したと推測される。⁽⁴⁰⁾

直近の選挙だけでは憲法改正の実現が難しいと考え複数の選挙を考慮し、それには五年以上かかることを想定していたかもしれないことは、他の期限案からもうかがえる。このとき岸政権は沖繩・小笠原諸島の施政権返還にも期限をつけられないか考慮しており、その期限も憲法改正のめどとして考えられていたと思われる。

岸政権は沖繩における「米国の施政権の行使に一定の期限をつける」ことを検討し、その年数として一〇年を想定していた。⁽⁴¹⁾「十年というのは、相当長い期間だから、日本国内でもそれほど歓迎しないであろうということは、十分考えうる」が、「大体妥当なところかと思われる期間」であり、「明確な期限をつけることには、相当の心理的効果があるものと考えている」というのが年数の根拠であった。⁽⁴²⁾

この期限付き返還のアイデアを米国側に伝えた一九五七年四月一三日の岸とマッカーサー大使の会談の直後、外務省アジア局長の中川融が駐日米国大使館参事官のモーガン (George A. Morgan) に補足の説明をした。それによると、岸の部下たちは七年の数字を提案したが、岸が一〇年と決めたこと。そして中川は、日本の国内事情に関

して、一〇年の期間内に憲法が改正されることに自信があることをモーガンに伝えたのである。⁽⁴³⁾この中川のメツセージが、どれだけ岸政権内部の空気を反映しているものかは不明であるが、先に述べた当時の岸の発言や後年の回想や、一九六〇年代の固定延長の主張を考えれば、岸が憲法改正を長期的な課題としてとらえていたことは間違いない。その年数として一〇年を考えていたことはありえない話ではない。

岸政権は五年の期限を米国に安保見直しをのませる説得材料として考えていた。第二案の作成直後、外務省の文書は、日本の要望に対して予想される米国の反応について以下のように述べている。

「米国側がわが方の改訂案に対して採るべき態度は、基本的には、一昨年の相互防衛条約案の場合と異ならないであろう。すなわち、いまだその時機にあらずとして一蹴せんとする公算が大きい。かりに国務省当局がその気になつても、国防省側はなかなかこれに同じないであろう。

この壁を突き破るためには、わが方の決意のほどを、よほど強く先方にイムプレスしなければならぬ。米側が条約の改正を拒絶した場合わが方が執るべき態度についても、また、条約の改正に応じた場合にはわが方として憲法改正の問題等についてどの程度はつきりした構想をもっているかについても、米側に十分これを感じさせ、問題を軽々に取り扱うべきにあらざることを認識させる必要がある。⁽⁴⁴⁾」

旧安保条約の再検討・調整を望む日本の決意を米国に印象づけるため、岸政権は選挙日程に裏付けられたスケジュール構想を考案したということになるが、これまで見てきたようにその構想は、表向きの憲法改正実現のスケジュールに対し、実際に想定しているスケジュールにはより時間的な余裕をもたせている節があった。

第三章 米国の反応と岸訪米

第二案作成後、日本側は、安保条約で改めるべきポイントを国際連合との関係明確化、在日米軍の使用と配備に関する日米協議、五年の固定期限の設定の三点に絞り、これらを補助的取り決め（当初は改正議定書の方式を考えた）が、マッカーサー大使との予備会談後、米上院の批准が不要な交換公文に切り替えた⁽⁴⁵⁾で実現する方針をかためた。

訪米に先立ち、岸はマッカーサー大使と予備会談を重ね、四月一三日の会談で他の二つの調整ポイントとともに、期限について申し入れを行い⁽⁴⁶⁾、五月一日の会談で、直近の衆議院と二年後の参議院、このふたつの国政選挙に、安保条約の問題と沖縄・小笠原諸島の問題、両方を解決したうえで挑めば、憲法改正に必要な三分の二以上の多数を得られる旨を米国側に伝えている⁽⁴⁷⁾。

しかし、マッカーサー大使は岸政権の構想に難色を示した。マッカーサー大使は米上院の審議で、「日本は一体いかなる負担を負う用意があるか、もし日本が相互的な条約を欲するとするならば、日本はそれに伴う責任を負う用意があるか」などの質問が出るのが予想されると、岸に注意を喚起した⁽⁴⁸⁾。国務省・北東アジア部日本課長であるマーティン (James V. Martin Jr.) は、駐米日本大使館員に対し、五年後、条約がどうなるのか、存続するのか、別の取り決めになるのか、それとも日米の安全保障関係それ自体が消滅するのか、わかりにくい旨を伝達した。マーティンは、「日本側からこの点について説明のなかつたのはあるいは政治的理由によるものとも解せられ、右事情は米側としても了解しうるところである」と、岸の構想が日本の憲法問題がからむ、デリケートな問題であることに理解を示している。しかし「同時に最も関心を有する点であるといわざるをえない」と付け加え、安保問題

で具体的な合意が難しい点を日本側に伝えた。⁽⁴⁹⁾

六月の訪米では、ダレスもマッカーサー大使と同様の不安を岸に伝えている。ダレスは、条約期限の設定は米上院の承認を伴うこと、そして、条約が満了したとき日米関係がどうなるのか、上院に満足な説明ができなければ承認を得ることが難しいと、岸の申し出のうち、五年の固定期限を設定することを拒否した。⁽⁵⁰⁾

つまり米国は、五年の固定期限を確たる保証とはみなさなかつたのである。岸は旧安保条約の不備の是正が選挙の勝利につながり、憲法改正を可能にする旨を米国側に伝えたが、その後、相互防衛条約とすることは明示しなかつた。⁽⁵¹⁾五月二五日にマッカーサーがダレスに送った手紙によると、五年の固定期限を提案したとき、「岸は長期的な目的が何かを明言しなかつた」。相互防衛条約の考え方には賛成も反対もせず、「考慮していない」と答えたという。マッカーサーはその理由として、日本の国内政治事情と、もし相互防衛条約となれば、日本の防衛力がアジアの他の地域に配備され、米国本土や米国領土を守ることになるかもしれないと岸が考えたためとしている。これは「岸にとって政治的に可能ではない」とマッカーサーは付け加えている。⁽⁵²⁾岸は憲法改正の見通しを米国側に語つたが、米国は五年の固定期限を相互防衛条約が実現することへの保証とはみなさなかつたのである。⁽⁵³⁾

他方で、岸の訪米は一定の成果をあげることには成功していた。まず、国際連合との関係の明確化は、訪米のうちに、日米両政府間の交換公文のかたちで実現した。事前協議は米国の受け入れるところとはならなかつたが、かわりに共同コミュニケで「合衆国によるその軍隊の日本における配備及び使用について実行可能なときはいつでも協議することを含めて、安全保障条約に関して生ずる問題を検討するために政府間の委員会を設置することに意見が一致した」と記載され、両政府間に日米安全保障委員会がつけられた。そして条約期限については、「大統領及び総理大臣は、一九五一年の安全保障条約が本質的に暫定的なものとして作成されたものであり、そのままの形で

永久に存続することを意図したのではないという了解を確認した」と共同コミュニケに記載され、安保条約が暫定であることが確認された。⁽⁵⁴⁾

岸は旧安保条約を見直す意欲をもって外相に就任した直後の外交演説で「日米関係の調整と緊密化をはかりたい」ことをうたった⁽⁵⁵⁾。また一九五七年の訪米をのちにふりかえって、「日米の関係を全てにわたって対等に⁽⁵⁶⁾する」考えを持つていたことを述べた。このときの岸のねらいを要約すれば、日米関係を「緊密」で「対等」なものにする。その実現のため安保の調整に取り組むということになる。しかし、旧安保条約の不備を直すためには米国の条件を考えると、憲法改正が必要となるが、日本にとって改正は容易ではなかった。しかしながら、旧安保条約の本文にある不平等な条項をそのままにしておけば日本国内の不満はおおきくなる。こうした状況で考え出されたのが条約期限をめどに、憲法改正の将来の実現を米国に約束した二段階安保改定の構想であった。

だが、その構想における憲法改正のタイム・スケジュールは必ずしも現実的なものとは言えなかった。岸自身、憲法改正を自身の主要な政治目標としてとらえていたが、国内の厳しい政治状況があるなかで米国に旧安保条約の見直しをのませるためには、憲法改正の実現性をつよくアピールする必要があった。しかし、直近の選挙だけで「憲法改正のため必要な三分の二以上の多数を獲得することは、困難ではなかるう⁽⁵⁷⁾」という楽観的な見通しは米国の受け入れるところとはならず、岸の目指す「緊密」で「対等」な日米関係の実現は、一九五七年の訪米では道半ばの結果に終わった。

翌年の一九五八年、米国で本格的な安保改定の検討がはじまったとき、マッカーサー大使は海外派兵を条件から取り下げるべきとする根拠のひとつとして、岸政権の構想の弱点を指摘した。岸政権は補助的取り決めで不備を是正していく方式を考えていたが、⁽⁵⁸⁾このようなり方は憲法改正の時間を得ることができるが、衆参両院で三分の二

以上の多数を得ることは現時点で困難であり、憲法九条の改正は今後数年内に可能とは思われない。仮に憲法が改正されたとしても、それが海外派兵を認めるものとは限らない。マッカーサー大使は以上のような趣旨の判断を米本国に伝達したのである。⁽⁵⁹⁾最終的に、このマッカーサー大使のイニシアティブによって米国は憲法の範囲内での安保改定を認めることになるのである。⁽⁶⁰⁾

おわりに

一九五八年の安保改定交渉がはじまった直後の一〇月九日、岸はNBCのセシル・ブラウン (Cecil Brown) 記者のインタビューに答え、「我々は最大の日米協力を可能にする新しい安保条約を交渉する用意がある。日本国憲法は現在海外派兵を禁じているので改正されなければならない。日本は自由世界を防衛する戦いで完全な役割を果たす用意がなければならない」と発言した。一四日にインタビュー内容がNBCで放送されると日本国内でおおきな反響を呼び、岸は「安保条約については憲法の範囲内で自主性、相互性をもってやってゆく」と弁明におわれた。後年、岸はこのときの発言を「私の持論であり、それをアメリカのほうに知らせておく必要があった」とふりかえっている。⁽⁶²⁾ただし、このインタビューで岸は「日本は自由世界をまもる役割を果す用意があるが、憲法を変えるには時間がかかるだろう」と付け加え、憲法改正と相互防衛条約の実現に一定の留保をつけている。⁽⁶³⁾

このインタビューをめぐるエピソードからもうかがわれるように、あくまで岸は憲法改正と安保条約の相互防衛化は長期的な政治目標として考えていた。二段階の安保改定構想は、言うなれば岸の長期的な政治目標を内包しつつ、国内世論の反発を考慮にいれながら、何とか米国の安保改定への条件と満たそうとする、苦心の作であったと評価することができる。⁽⁶⁴⁾

安保改定を実現し、政権の座をおりたあと岸は、首相としての政治的責任を負わない自由さから、あるいは自身の政治目標が実現する兆しがない焦りからか、徐々に憲法改正と相互防衛条約実現への意欲を強めていく。一九七〇年に新安保条約の固定期限がきれることから、一九六〇年代に安保条約の延長論争がおこる（「一九七〇年問題」）。このとき岸は、固定期限の延長をてこに、安保再改定を視野に入れた議論を展開した（「固定延長論」⁶⁵）。

固定延長論が挫折に終わると、岸は、憲法改正のための国民運動を盛り上げるために、一九六九年五月に自主憲法制定会議を結成し、九月には自主憲法制定期成議員同盟の会長に就任する。そして一〇月には訪問先の豪州キャンベラで記者会見をおこない、「日本が国外で軍事的役割を果せるよう日本の憲法を改正した方がよいと思う」と安保の相互防衛化への主張をおこなった。⁶⁶しかし、これらの首相退任後の運動は実を結ばず、岸は一九八七年に亡くなる。

原彬久氏は、岸は政治目標の実現に国民運動を重視する傾向があると指摘し、それは戦後民主主義に対する岸の適応ではないかと示唆している。⁶⁷一九五七年の訪米のさいに岸は安保見直しが改憲への国民運動に寄与する点を語った。一九五七年の訪米をまえに、外務省が準備した想定問答は次のような問いかけをおこなっている。

「日本国憲法の改正がすべてに先行すべきもので、条約改正をさきに取り上げるのは、順序が逆ではないか。また、条約を改正してしまつたら、日本国民は、もうそれで満足して、憲法の改正にも熱意をもたなくなるのではないか。⁶⁸」

この問いに対し、想定問答は憲法改正を先行させ、安保改定をあとまわしにするのは「現実から遊離した考え

方」であると答えている。まず日本人の安全保障に対する考え方を「リアリストイック」にし、そのために「いかにして日本の安全を確保するかは日本国民自身の意思にかかっていること、また、日本も米国も厳に国連憲章にのっとつて行動するものであること」を条約で明確にする、つまり旧安保条約を対等なかたちに改めることを先行すべきで、「憲法の改正は、かくしてこう揚された日本国民の民族意識の基礎の上においてのみ可能となると信ずる」と述べている。⁽⁶⁹⁾岸のさまざまな言動をみるに、この想定問答は岸の考えをある程度反映させたものとみていいであろう。⁽⁷⁰⁾こうした、岸の政治思想における精神面を重視した国民運動への期待が、憲法改正や相互防衛条約実現への甘い見通しとつながっていったと思われる。

- (1) 原彬久『日米関係の構図』（日本放送出版協会、一九九一年）一九八頁。
- (2) 坂元一哉『日米同盟の絆「増補版」』（有斐閣、二〇二〇年）第四章。
- (3) 河野康子「同盟」の制度化と日米関係』『国際政治』第二二七卷（有斐閣、二〇〇一年五月）。
- (4) 原彬久編『岸信介証言録』（毎日新聞社、二〇〇三年）一四五頁。
- (5) 岸の二段階の安保改定構想も含め一九五七年の岸訪米については近年、次のような研究が出ている。吉田真吾『日米同盟の制度化——発展と深化の歴史過程』（名古屋大学出版会、二〇一二年）、西村真彦『一九五七年岸訪米と安保改定』（二〇一二年）『法学論叢』第一七八巻第二号、第一七九巻第二号、同第四号（二〇一六年）。
- (6) 岸の戦後の政治活動やその評価については、岸信介・矢次一夫・伊藤隆『岸信介の回想』（文芸春秋、一九八一年）、岸信介『岸信介回顧録』（廣済堂出版、一九八三年）、原編『岸信介証言録』、原彬久『岸信介』（岩波新書、一九九五年）、岩見隆夫『昭和の妖怪岸信介』（中公文庫、二〇一二年）、高坂正堯「吉田茂以後」『宰相吉田茂』（中公叢書、一九六八年）、北岡伸一「岸信介」渡邊昭夫『戦後日本の宰相たち』（中公文庫、二〇〇一年）などを参照。
- (7) 『毎日新聞』一九五二年四月一五日朝刊一面。
- (8) 岸信介「眞の独立日本のために」『風聲』（昭和二十九年一月号）岸『岸信介回顧録』所収。同一〇八一—〇九頁。

- (9) 下田武三『戦後日本外交の証言〈下〉』(行政問題研究所、一九八五年)二八―二九頁。
- (10) 西村熊雄『サンフランシスコ平和条約・日米安保条約』(中公文庫、一九九九年)四六頁。旧安保条約の成立の経緯については、坂元前掲書第一章、楠綾子『吉田茂と安全保障政策の形成』(ミネルヴァ書房、二〇〇九年)参照。
- (11) 岸信介『新保守黨論』『改造』第三四卷六号(一九五三年五月)九二頁。
- (12) 自由党憲法調査会『日本国憲法改正案要綱』(一九五四年一月五日) 国立国会図書館所蔵。
- (13) 大嶽秀夫編『戦後日本防衛問題資料集 第三卷自衛隊の創設』(三一書房、一九九三年)六五頁。ただし、翌一九五五年一月の政策要綱では、芦田均などの反対があったためか、安保改定の記述は削除されている。矢嶋光『芦田均と日本外交』(吉川弘文館、二〇一九年)二四八頁。
- (14) 原編『岸信介証言録』八六頁。
- (15) 『読売新聞』一九五六年七月一日夕刊一面。
- (16) 重光訪米については、坂元前掲書第三章、波多野澄雄『歴史としての日米安保条約——機密外交記録が明かす「密約」の虚実』(岩波書店、二〇一〇年)第一章参照。
- (17) 原編『岸信介証言録』一二二頁。
- (18) 「外務大臣國務長官会談メモ(第二回)」(昭和三〇年八月三〇日) 外務省外交史料館所蔵「日米安保条約の改正に係る経緯⑧」(0611-2010-0791-08, H22-003)。
- (19) Memorandum by Mr. Robert A. Fearey of the Office of Northeast Asian Affairs, Tokyo, 1951, *Foreign Relations of the United States* (以下、FRUSと略す), 1951, Vol. VI, Asia and the Pacific, Part 1, p. 858.
- (20) 『朝日新聞』一九五五年一月一日夕刊一面。また、同じ時期におこなわれた対談で、憲法改正が実現する見通しを次のように述べている。「これも草創の際に、バタバタやるといふことは不可能だと思っております。明治憲法を作る場合にもああいうふうにかかっているんだし、こんどの民主憲法は国民投票を要求しているんだから、そういうことからいうてもですよ。大体保守党の立場の人の結論は出てますけれどね、それは各方面の批判もきき、国民にも納得せしめる態度です。」岸信介・木倉幾三郎「政局の波紋はどう動く?」『政界往来』第二一卷一号(政界往来社、一九五五年一月)一二四―一二五頁。

- (21) 岸『岸信介回顧録』二九八頁。重光訪米が岸に与えた教訓については、坂元前掲書二六七―二七〇頁、一八八―一九〇頁。
- (22) 欧米局「防衛問題に関する対米交渉方針（案）」（昭和三〇年九月二二日）外務省外交史料館所蔵「重光外務大臣訪米関係一件 準備資料第一巻」(A.1.5.2.3-2.110) 一九二〇年一月三二日外交記録公開。なお、欧米局は重光訪米前より重光試案に対して批判的であった。安川壮「忘れ得ぬ思い出とこれからの日米外交」(世界の動き社、一九九一年) 四二―五二頁。
- (23) 欧米一「日ソ復交後の対米関係処理方針（案）」（昭和三二年二月一九日）外務省外交史料館所蔵「岸総理第一次訪米関係一件 準備資料第一巻」(A.1.5.2.4-2.110) 一九二〇年二月一九日外交記録公開。
- (24) 原編『岸信介証言録』一六―一九頁。
- (25) 第一案については、吉田前掲書、西村「一九五七年岸訪米と安保改定（二）」も参照。
- (26) 条約局「日米安全保障条約改訂案」（昭和三二年三月一日）「岸総理第一次訪米関係一件 準備資料第一巻」。
- (27) 同右。
- (28) 条約局「日米安全保障条約の改訂案の説明」（昭和三二年三月一日）「岸総理第一次訪米関係一件 準備資料第一巻」。
- (29) 条約局「日米安全保障条約改訂案（第二案）」（昭和三二年三月二三日）「岸総理第一次訪米関係一件 準備資料第一巻」。
- (30) 吉田前掲書五〇―五一頁、西村「一九五七年岸訪米と安保改定（一）」一三三―一三四頁。
- (31) 前掲「日米安全保障条約改訂案（第二案）」。
- (32) 条約局「安保条約改正案に関する擬問擬答」（昭和三二年五月六日）「岸総理第一次訪米関係一件 準備資料第一巻」。
- (33) このときの選挙結果については、石川真澄『戦後政治史 新版』（岩波新書、二〇〇四年）七九頁、二四六―二四七頁。
- (34) 吉田政権などは緑風会の与党化をこころみて失敗している。また、議席数もしだいに減少していった。竹中治堅『参議院とは何か 一九四七―二〇一〇』（中公叢書、二〇一〇年）第一章参照。緑風会の議席数減少は石川『戦後政治史

新版』参照。

(35) 自主憲法期成議員同盟会長となった広瀬久忠・緑風会政調会長など積極的な憲法改正派はいたが、その広瀬も一九五六年七月の参議院議員選挙にあたっては「改憲を主張するとなると候補者自身が個々の改正点について相当具体的に研究していないと大衆を納得させることが出来ない」と憲法改正をめぐる複雑な党内事情を吐露している。『読売新聞』一九五六年七月一日朝刊九面。

(36) 実際の第六回参議院議員選挙は一九六二年七月一日におこなわれた。

(37) 原編『岸信介証言録』九四頁。

(38) 『読売新聞』一九五六年六月一日一面。翌週にも、「成案を得たら憲法改正は是非かを国民に問うため総選挙を行うつもりだ」と同様の主張をおこなった。『読売新聞』一九五六年六月一日朝刊一面。もっとも、これらの岸の発言には、選挙戦を有利にすすめるため、あえて発言した面もあり、そうした観測も報道されている。『朝日新聞』一九五六年六月一七朝刊三面。

(39) 条約局「安全保障条約の改訂について(対米申入れ用メモ)」(昭和三十三年三月二日)「岸総理第一次訪米関係一件準備資料第一巻」。

(40) 条約期限にたいする米国の考え方については、拙稿「安保条約の条約期限に関する考察(一)(二)」『阪大法字』第六九卷五号・六号(二〇二〇年一月・三月)。

(41) 「領土問題(対米申入れ用メモ)」(昭和三十三年四月一日)「岸総理第一次訪米関係一件準備資料第一巻」。

(42) 条約局「領土問題に関する擬問擬答」(昭和三十三年五月六日)「岸総理第一次訪米関係一件準備資料第一巻」。

(43) Prime Ministers Proposals on Ryukyuan Islands, Tokyo, April 3, 1957, Central Files 611.94/4-1757. (石井修・小野直樹監修『アメリカ合衆国対日政策文書集成IV 日米外交防衛問題 一九五七年第三巻』一九一―一九三頁)、河野『沖縄返還をめぐる政治と外交』一五三―一五四頁。「領土問題(対米申入れメモ)」は、タイプで「七年」と打たれているところに、手書きで「十年」と随所で訂正されている。前掲「領土問題(対米申入れ用メモ)」。なお、憲法改正と沖縄の施政権返還を連動させる構想は、自民党の沖縄問題特別委員会にすでにあったようである。河野「日米安保条約改定交渉と沖縄」坂本一登・五百旗頭薫編『日本政治史の新天地』(吉田書店、二〇一三年)四三二―四三六頁。

- (44) 「安保条約改訂案に対して米側が示すべき反応とこれに対する対策」(昭和三二年三月二六日)「岸総理第一次訪米関係一件 準備資料第一巻」。
- (45) 西村「一九五七年岸訪米と安保改定(二)」一三五―一四一頁。
- (46) 文書課長「岸総理・マッカーサー大使会談要旨(訪米予備会談第二回)」(昭和三二年四月一三日)「外務省外交史料館所蔵」岸総理第一次訪米関係一件 岸・マッカーサー予備会談(於東京)第一巻」(A.1.5.2.4.1.1101)一八一年二月一九日外交記録公開)。なお、申し入れの際にマッカーサーに手交した文書は「安全保障態勢」(Security and Defense Arrangement)「岸総理第一次訪米関係一件 岸・マッカーサー予備会談(於東京)第一巻」。
- (47) 文書課長「岸総理、マッカーサー大使会談要旨(訪米予備会談第七回)」(昭和三二年五月一日)「岸総理第一次訪米関係一件 岸・マッカーサー予備会談(於東京)第一巻」。岸がマッカーサーへの説明にあたって参照した文書は、「日米協力に対する日本政府の決意」(昭和三二年五月一〇日)「岸総理第一次訪米関係一件 岸・マッカーサー予備会談(於東京)第一巻」。また、マッカーサーは、ホワイトハウスでおこなわれた岸訪米のための準備会議の席で、もし米國が岸の要望をのめば、この一、二年で憲法を改正することができるといふ岸の意見をダレスら米政府上層部に伝えている。
- Memorandum of a Conference With the President, White House, Washington, June 18, 1957. *FRUS, 1955-1957*, Vol. XXIII, Part I, Japan, p. 358.
- (48) 文書課長「岸総理、マッカーサー大使会談要旨(訪米予備会談第八回)」(昭和三二年五月一五日)「岸総理第一次訪米関係一件 岸・マッカーサー予備会談(於東京)第一巻」。
- (49) 「マーティン内話(四月十六日及び十八日)」外務省外交史料館所蔵「岸総理第一次訪米関係一件 第一巻」(A.1.5.2.4.1101)一八一年二月一九日外交記録公開。
- (50) Memorandum of a Conversation, Secretary Dulles' Office, Department of State, Washington, June 20, 1957, 11 a.m., *FRUS, 1955-1957*, Vol. XXIII, Part I, Japan, p. 388.
- (51) なお、マッカーサー大使との予備会談にあたって政府内では、岸個人の考えとして「終局的には日本も米國との間に、真の意味の相互防衛態勢を確立することを目標とすべきことを述べることにする」方針の予定がたてられていた。「第二次総理マックアーサー会談に対する方針(案)」(昭和三二年四月一三日)「岸総理第一次訪米関係一件 岸・マッカー

サー予備会談（於東京）第一巻」。

- (52) Letter From the Ambassador in Japan (MacArthur) to the Secretary of State, Tokyo, May 25, 1957, *FRUS, 1955-1957*, Vol. XXIII, Part I, Japan, pp. 328-329.
- (53) おそらく重光の教訓が岸を慎重にしたと思われる。坂元前掲書一六四―一六七頁参照。日本側の負担分担の意思に対する米国側の反応については、吉田前掲書五一―五三頁。
- (54) 共同ロシユニケの内容は、データベース「世界と日本」<https://worldipn.grips.ac.jp/documents/texts/JPUS/19570621DJ.html>（二〇二一年九月一日アクセス）。一九五七年の岸訪米の成果については、坂元前掲書一八八―一九〇頁参照。
- (55) 「昭和三十二年二月四日衆議院本会議第四号」国会議事録検索システム <http://kokorindigo.jp>（二〇二一年九月一日アクセス）。
- (56) 岸・矢次・伊藤『岸信介の回想』一八〇―一八一頁。
- (57) 条約局「安保条約改訂案に関する擬問擬答」（昭和三十二年三月一六日）「岸総理第一次訪米関係一件 準備資料第一巻」。
- (58) このときも岸政権は二段階の安保改定構想を持っていたと思われる。拙稿「安保条約の条約期限に関する考察（一）（二）」参照。
- (59) Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, Tokyo, August 1, 1958, 6 pm, *FRUS, 1958-1960*, Volume, XVIII, JAPAN: KOREA, p. 47.
- (60) 一九五八年以降の安保改定の動きについては、原『日米関係の構図』第四章、坂元前掲書第四章、吉田前掲書五七―七八頁参照。
- (61) 『毎日新聞』一九五八年一〇月二五日夕刊一面。
- (62) 原編『岸信介証言録』一九一頁。
- (63) 『読売新聞』一九五八年一〇月一七日朝刊二面。
- (64) 安保改定における米国の条件がいかに日本政府にとって深刻な問題だったかは、以下のエピソードからもうかがえる。一九五八年七月三〇日、藤山外相とマッカーサー大使の会談がひらかれた。この会談の席でマッカーサー大使は、「相互

援助方式の障碍は海外派兵であつて、之は憲法改正する迄は出来ない」という日本側の事情に理解を示したうえで、「全くパーソナル・ベイシスの話」として、現行憲法の枠内で相互型の条約をつくることへの見解を藤山にただした。これに対し藤山は「完全に対等な相互援助条約であるなら当然自衛隊が米本国迄派遣されることも含まなければならず、それは憲法改正を待たずしては不可能である」と、あくまで日本の目的は旧安保条約にふくまれる不備を是正することであり、それは補助的取り決めによつておこなうことが適当と返答した。マッカーサー大使は再度同じ問いかけをするが藤山の返答は変わらず、米側のスナイダー書記官にうながされるかたちで、三度、マッカーサー大使が「日本が条約上海外派兵しなくともよいという形で相互防衛援助条約が可能であるとした場合日本側は新条約を考慮されるお気持ちはあるであろうか」とたずねることで藤山は「斯る新条約は好ましいと思う」と答え、岸と相談する旨を米国側に伝えている。「七月三十日藤山大臣在京米大使会谈録抜萃」外務省外交史料館所蔵「日米安保条約の改正に係る経緯①」(0611-2010-0791-01、H22-003)。

この会谈に同席した東郷文彦アメリカ局安全保障課長は回顧録のなかで、マッカーサー大使の申し入れを「予測していなかった」と述べ、米国側の安保改定の条件(海外派兵)は日本の「憲法上の制約と抵触し得る内容」であり、日本としては相互型の条約をつくるような提案は「迂闊には持ち出せないと考えていた」とふりかえっている。東郷文彦『日米外交三十年』(世界の動き社、一九八二年)五六一―六一頁。

(65) 拙稿「安保条約の条約期限に関する考察(二)」九五―九八頁。

(66) 『朝日新聞』一九六九年一〇月三日朝刊二面。一九七一年七月二二日には「地域的集団安全取り決めに日本が参加できるよう憲法改正を希望する」ことを公表している。『読売新聞』一九七一年七月二三日朝刊二面。

(67) 原「岸信介」一四八―一四九頁。

(68) 前掲「安保条約改正案に関する擬問擬答」(昭和三二年五月六日)。

(69) 同右。

(70) 岸は国民的な議論と運動を重視する傾向にあり、一九五八年八月に安保改定が動き出した際も「論議は烈しいものであるが、此れを経た上は相当期間に亘つて日米関係を安定した基礎におく事が出来る」と述べている。「八月二十五日総理、外務大臣、在京米大使会谈録」『日米安保条約の改正に係る経緯①』。